

奈井江町立国民健康保険病院 敷地内保険調剤薬局運営事業 公募型プロポーザル実施要領

1. 趣 旨

奈井江町立国民健康保険病院では、敷地内の保険調剤薬局の閉局に伴い、患者の利便性の維持を図るため、保険調剤薬局を運営する事業者を募集します。

2. プロポーザルの概要

(1) 名 称 奈井江町立国民健康保険病院 敷地内保険調剤薬局運営事業
公募型プロポーザル

(2) 事 務 局 奈井江町立国民健康保険病院 総務係
〒079-0313 北海道空知郡奈井江町字奈井江 12 番地
Tel 0125-65-2221 fax 0125-65-2727
ホームページアドレス：<https://www.town.naie.hokkaido.jp/>
※奈井江町ホームページ内の「奈井江町立病院」のページにアクセスしてください。

電子メールアドレス：byoin@town.naie.lg.jp

(3) 提案内容 奈井江町立国民健康保険病院敷地内保険調剤薬局運営事業提案書作成要領に基づく、保険調剤薬局の開局、管理運営等についての具体的な事業計画とします。

3. 貸付物件の概要等

(1) 所在地：北海道空知郡奈井江町字奈井江 12 番地 24

(2) 土地面積：170㎡

(3) 建築面積：96.06㎡

(4) 構 造：木造平屋建

(5) 所有者：奈井江町

(6) 奈井江町立国民健康保険病院における診療科目及び処方箋発行枚数等

① 診療科目 内科、整形外科、眼科、小児科

② 外来処方箋発行枚数

	処方箋枚数
令和5年度	13,884 枚
令和4年度	13,930 枚
令和3年度	14,518 枚

<参考>

	処方箋枚数
令和6年4月	1,118 枚
令和6年5月	1,083 枚
令和6年6月	1,232 枚

③ 外来患者数

(単位:人)

	内 科	整形外科	眼 科	小児科	計
令和5年度	8,353	7,770	2,460	540	19,123
令和4年度	8,063	8,174	2,525	343	19,105
令和3年度	8,434	9,001	2,520	273	20,228

<参考>

	内 科	整形外科	眼 科	小児科	計
令和6年4月	651	626	212	47	1,536
令和6年5月	645	572	219	65	1,501
令和6年6月	631	584	204	41	1,460

4. 貸付条件

(1) 建物の状況

- ・病院正面玄関の西側にある建物を貸し付けます。(令和3年建築)
- ・建物については、原則、現状のままの使用といたしますが、改修が必要な場合は、当院と協議すること。

(2) 貸付期間

貸付期間は5年

ただし、双方協議のうえ再契約する場合があります。

(3) 貸付料

- ① 土地と建物を含めた貸付料は、奈井江町財産及び契約に関する条例に基づき、年額423,200円とします。

ただし、経済事情等の変化に伴い、協議の上変更することができるものとします。

- ② 貸付料の支払いは、奈井江町が発行する納入通知書により支払うものとします。

なお、貸付期間が1年に満たない場合は、月割計算とし、1月末満の日数がある場合は1月として計算します。

(4) 保険調剤薬局の開局時期

現在の薬局が令和6年10月31日をもって閉局になることから、患者様の利便性を考え、切れ目がない医療提供体制を維持するため、準備が整い次第開局するものとします。

(5) その他

- ・上下水道などの公共料金は、借用する事業者にて支払うものとします。
- ・建物の維持管理費や保険料は、借用する事業者にて負担するものとします。
- ・建物の看板の撤去、設置については、借用する事業者にて行うこと。

5. プロポーザル現地説明会

- ① 日 時 令和6年7月19日(水) 午後1時30分

- ② 説明会場 奈井江町国民健康保険病院 4階 地域医療連携室

6. 参加要領

参加の手続きは、次のとおりとします。

(1) 参加企画に含める諸条件

※任意としている項目の対応の可否や実現の水準等を提案書に明示すること。

- ① 関係法令の遵守（必須）
- ② 奈井江町立国民健康保険病院が外来診療を行っているときは開局すること。（必須）
休診日は、国民の祝日に関する法律に規定する休日、土曜日、日曜日および12月31日から翌1月5日までの間。ただし、休診期間が長期となる場合、臨時の診療日を設ける場合があります。
- ③ 当院利用者の利便性を向上するため、医薬部外品や日用品、食料品などの取り扱いを行うこと。（任意）

(2) プロポーザル日程

- ① 公告（募集開始）
令和6年7月12日（金）
- ② 質疑受付期間
令和6年7月12日（金）から令和6年7月26日（金）午後3時まで
- ③ 現地説明会
令和6年7月19日（金）午後1時30分
- ④ 質疑回答
令和6年7月31日（水）までに奈井江町ホームページに掲載
- ⑤ 参加資格確認申請書受付期限
令和6年8月9日（金）午後3時まで
- ⑥ 参加資格確認通知（事務局）
令和6年8月19日（月）
- ⑦ 提案書受付期限
令和6年9月6日（金）午後3時まで
- ⑧ プロポーザル審査会
令和6年9月中旬
奈井江町立国民健康保険病院 4階 職員会議室
- ⑨ 選考結果通知
令和6年9月下旬
- ⑩ 賃貸契約
協議終了後契約締結

(3) 参加者の資格

このプロポーザルに参加できるのは、次の①から⑧の全ての要件を満たす者又はその者により組織される団体、企業又は法人で、直営にて保険調剤薬局を運営するものとします。

- ① 北海道内に保険調剤薬局を開設している実績を有し、必要な有資格者を配置すると

ともに、事業内容及び目的に従い適切に保険調剤薬局を開設し、その業務を遂行できること。

- ② 北海道内に本社（本店）もしくは支社（支店）、営業所等を有する者であること。
- ③ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項のいずれにも該当しない者であること。
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- ⑤ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- ⑥ この公告の日からプロポーザルの日までの間に、国及び地方公共団体から指名停止措置を受けている日が含まれている者でないこと。
- ⑦ 直近1年間の法人税、法人住民税、地方法人税、消費税の滞納がない者であること。
- ⑧ 役員等（個人の場合は当該個人をいい、法人の場合は当該法人の役員又はその本社（本店）、支社（支店）もしくは営業所等の代表者をいう。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員に該当する者でないこと。

(4) 地元への配慮

職員の雇用、什器備品の整備などの際には、奈井江町内からの雇用または調達に配慮することとします。

(5) 質疑応答

質問がある場合は、次のとおり提出すること。

- ① 提出方法 質問書（第5号様式）により電子メールで提出。なお、必ず電話で着信確認をすること。電子メールアドレス byoin@town.naie.lg.jp
- ② 受付期間 募集開始の日から令和6年7月26日（金）午後3時まで
- ③ 回答方法 令和6年7月31日（水）までに奈井江町ホームページに掲載する。
なお、質問のあった事業者名については非公表。
奈井江町ホームページURL

<https://www.town.naie.hokkaido.jp/>

- ④ 留意事項 本要領及び仕様書の内容以外に対する質問には回答しない。

(6) 参加に係る必要書類の提出

参加資格要件を満たし本手続に参加する場合は、次の必要書類を期限までに提出してください。

名 称	様式及び添付書類等
①参加申込書	第1号様式（その1、その2） ・代表者印等の押印 ・履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本）の原本添付 ・直近1年間の法人税、法人住民税、地方法人税、消費税に未納がないことの証明書（発行後3カ月以内）の原本添付

②薬局等営業実績書	第2号様式
③実施体制調書	第3号様式 ・本事業の経営計画（整備計画）、運営計画、地域貢献等について記述すること。

① 提出部数 正本1部

② 提出方法 下記へ持参又は郵送にて提出してください。

〒079-0313 北海道空知郡奈井江町字奈井江 12 番地

奈井江町立国民健康保険病院 事務局総務係

郵送の場合は、電話にて書類到着の確認をしてください。

③ 受付期限 令和6年8月9日（金）午後3時まで（郵送の場合は必着）

④ 確認通知 審査の結果、参加資格を有すると認められた者には、令和6年8月19日（月）までに、参加資格確認通知書を送付します

(7) 応募申込書及び提案書の提出

① 提出資格 参加資格通知書を受けた者のみが応募申込書及び提案書を提出することができる。

② 提出方法 奈井江町立国民健康保険病院敷地内保険調剤薬局運営事業提案書作成要領により、応募申込書及び提案書を作成の上事務局に持参または郵送により提出してください。

郵送の場合は、書留とし、受付期間内に必着するようにしてください。

なお、応募者は、一つの提案しか提出することはできません。

③ 提出部数 6部（正本1部、副本5部）

④ 受付期限 令和6年9月6日（金）午後3時まで

⑤ 提出先 奈井江町立国民健康保険病院 事務局総務係

(8) 費用負担

応募に関する一切の費用は、参加者の負担とします。

(9) 提案書等の取り扱い

① 提案書等の著作権は、応募者に帰属します

② 提案書等は、奈井江町公文書公開条例の対象行政情報となるため、開示請求があった場合には原則開示します。したがって、企業秘密など競争上又は事業運営上、公開されることにより提案者が不利益を被るおそれのある情報については、提案者において極力含まないようにするか、マル秘マークを付加する等、適切な措置を講ずるものとします。

③ 提案書等は返却しません。

7. 審査会及び事業予定者の決定

(1) 審査会及び選考の方法

① 審査会開催

日 時：令和6年9月中旬

場 所：奈井江町立国民健康保険病院 4階 職員会議室

② 評価委員会

奈井江町立国民健康保険病院敷地内保険調剤薬局運営事業候補者評価委員会（以下「評価委員会」という。）が応募者から提出された提案書及びヒアリング等の内容を（２）に定める評価項目に基づき審査及び評価を行い、第一候補者及び次点の者を選定します。

(2) 評価項目

評価委員会において、次に掲げる評価項目に基づき、応募者から提出された提案書等に基づき評価を行います。

- ① 経営計画
- ② 運営計画
- ③ 地域貢献
- ④ 施設計画
- ⑤ スケジュール
- ⑥ 諸条件への対応
- ⑦ その他

(3) 事業予定者の選定

町長は、評価委員会の評価結果を受け、最も優れた提案書を提出したと認めた者を事業予定者として選定する。

(4) 審査結果の通知および公表

- ① 結果通知 結果は、提案書提出者全員に文書でのみ通知します
- ② 公 表 応募者数及び選定された団体、企業または法人の名称を公表します。
- ③ 異議等への対応 結果に対する疑義、異議及び不服の申し立て等には応じません。

8. 欠格事項

提出書類、添付書類に虚偽又は過大な過失があったときは失格とします。

9. 契約方法

- (1) 事業予定者と契約内容の協議を経て随意契約により契約を締結します。なお事業予定者との協議において、両者が合意に至らなかった場合には、次点者との協議を行うこととします。

- (2) 契約手続き及び契約書は、奈井江町財務規則の定めるところによります。また、契約締結後においても事業者の本要領における欠格事項、不正又は虚偽記載等と認められる行為が判明した場合は、契約を解除できるものとします。

(3) 契約に関する事項

賃貸契約の締結場所は次のとおりとします。

空知郡奈井江町字奈井江 1 1 番地 奈井江町役場 総務課管財係

電 話 0 1 2 5－6 5－2 1 1 1

ファックス 0 1 2 5－6 5－2 8 0 9

電子メール kanzai@town.naie.lg.jp